令和元年度 第2回 奈良県障害者施策推進協議会

日時:令和元年11月21日(木) 14:00~16:00

場所: 奈良県文化会館 1階 第3会議室

- 1 開会
- 2 議題
 - ① 奈良県障害者計画の改定について
 - ○奈良県障害者計画の改定について
- 3 その他
- 4 閉会

出席者

《出席委員》

八木会長、大国委員、塩入委員、田*J*岡委員、中村委員、野村委員、藤本委員、 古川委員、村上委員、元田委員

《事務局》

西川福祉医療部長

障害福祉課:石原課長、畑澤主幹、田中課長補佐、片山係長、池口係長、

落合係長、須和主査

地域福祉課:市川係長

長寿・福祉人材確保対策課: 北村課長

疾病対策課:村田課長補佐

学校教育課: 荒木主幹

雇用政策課:藤田課長補佐

〈議事録〉

【西川部長】

挨拶

【畑澤主幹】

(資料確認)

【八木会長】

事務局に対し、議題について説明を求める。

【石原課長】

資料①について概要を説明。

【八木会長】

委員に対し意見を求める。

【村上委員】

第 1 回目の会議資料をみると、9 月 13 日の会議から本日までの間に関係団体に対して意見聴取があると思っていた。しかし、10 月の説明会を受けただけで、意見聴取はなかった。 意見交換をするような予定が書いてあったと思うが、やらないのか。

【田中課長補佐】

前回の会議で説明した「9月から10月にかけての関係団体意見聴取」と書かれていたことを言われていると思う。そのことについて、前回の説明では、説明会の機会を設けるので、その際に意見をいただきたいと説明したと思う。言葉が行き違いになり申し訳ない。

【村上委員】

先日の説明会は説明を聞くだけであって、意見を言うことはできなかった。意見交換の機会が他に用意されていると思っていたし、そういう場が欲しかった。各団体に対して意見聴取が必要だと思う。全体で集まってただ説明をするだけというのは、あまりいい方向だと思わない。

【田中課長補佐】

申し訳ない。意見反映する時間はまだ少しあるので意見をいただければありがたい。よろ しくお願いする。

【八木会長】

村上委員からの意見では、関係団体への説明会があって、それに対して当事者団体から意見を言う場はなかったということか。

【田中課長補佐】

説明会では資料説明の後、各出席者の方からご意見をいただく形で行った。

【八木会長】

そのときに当事者団体の方から質問や意見はあったのか。

【田中課長補佐】

計画(案)に対する様々な質問や意見を受けた。

【村上委員】

時間的な問題である。13 団体あって、それぞれ意見があると思う。1 つの団体に対して時間をかけてゆっくり議論するほうが深い話し合いができると思う。

【八木会長】

10月8日の障害者団体への説明会については、限られた時間の中で13団体に対しての説明会をして意見を聞くという会合だったが、時間的に細かい部分までやりとりができなかったということだと思う。まだ、時間的に余裕があるとのことなので、聴覚障害の団体でこの計画に対して意見・提案等があれば、早急に事務局に出していただいたらと思う。

【田ノ岡委員】

(資料①-P2)

「相談」の分野の3つ目に「サービス等利用計画の質の向上」とあるが、毎年、サービス等利用計画を立てる利用者が増えていくため、人手が足りていない。厚生労働省のホームページに「断らない相談支援」という文言も出ているようだが、相談支援事業に関わる人員を拡充しなければ、この状況は今後も続いていくと思う。

質の向上を考えると、断らないことも質の向上だと思う。県としても各自治体に呼び掛けていただいて、職員を増やす方策を考えてほしい。基本的に相談支援事業は各事業所とも赤字である。委託事業所はどうにかやりくりしているのかもしれないが、委託事業所でないところは全国的に赤字であり、相談支援事業を取り巻く環境に関してはひつ迫している状況である。

【田中課長補佐】

相談支援専門員の不足に関して、報酬が低い等ということを複数の事業所から聞いている。人材確保のためにも報酬の充実は大事かと思う。国にもその点についてはお願いをしている。

【野村委員】

(資料①-P2)

「相談」については、やはり何でも相談できる体制で一番必要なのは、身近な地域で相談ができる体制、仕組みづくりだと思う。これは地域福祉計画の中の恐らく相談支援体制の充実や総合相談のところと関連してくると思う。地域福祉計画との関係をどのようにされるのか。

また、意見ではなく感想だが、「理解」以外の分野は障害のある方への相談や生活環境の整備等だが、「理解」は、地域住民・県民の障害のある方への理解や、障害への理解という意味合いで言われていると思う。それが他と比べたときに少し違和感があると感じた。

【田中課長補佐】

野村委員がおっしゃる通り、地域の身近なところで相談できるということが重要と考えており、今後は1つの窓口だけではなく、いろいろな窓口が情報を共有しながら解決できるような体制ができたらと思う。

【石原課長】

1点目の補足だが、地域福祉計画との関係については、少し極端な表現になるが、地域福祉計画から障害者のための取組みの部分を抜き出したような計画かと思う。基本的に地域福祉計画は地域全体にわたる福祉計画である。

2 点目の「理解」だが、これは現計画にはない項目で、今回、新規の項目として「理解」という施策分野をあえて施策にした。

「障害者施策は「理解」が全てのベースになるという思いがある。これまでも理解促進を進

めてきたが、今後も引き続き取り組まなければいけないものであるため、「理解」という項目を設けた。確かに対象範囲が障害者や一般の人、おおむね幅広い範囲の全てにわたる「理解」となる。他の施策分野と範囲や位置付けが少し違うということは、われわれも認識している。

【野村委員】

分野としては当然最初に必要なことであるということは理解しているが、文言に違和感があった。

【八木会長】

地域福祉計画との関連だが、例えば高齢者や障害のある人、外国人など、いろいろな部分で多様性のある現代社会の中で、文章の表記でも整合性が取れているかどうかである。 その辺も確認してもらえるか。

【西川部長】

障害者計画にある相談体制の充実は幅広く相談を受けていくことである。障害の分野に限らず様々な相談を受けていくため、地域福祉計画においても同じような内容があるだろうから整合を図るべきという指摘かと思う。

地域福祉計画は今年の3月に改定している。地域福祉計画に基づき、今、われわれは制度の狭間でこれまで手の届かなかった方、あるいは自らSOSを出せない方、あるいはこれまで制度が行き届いていない、いわゆる新たな課題として出ている高齢者のひきこもり等々への対応等に取り組んでいる。

制度の隙間の課題には、相談に対する課題も当然あり、相談体制を充実していく必要がある。一義的には実際に相談を受ける市町村の窓口をどう充実するかということになるかと思う。そこで、市町村が作成する地域福祉計画があるが、その作成の際には障害者計画と整合が取れた形の計画にしていく必要があると考えている。県域の地域福祉計画については、事細かな相談体制のことまで書いているわけではないので、全体としての書きぶりとしてはバランスの取れた形で作成をしている。

【塩入委員】

(資料① – P 2)

奈良県は 39 市町村あるが、地域によって相談の対応力にかなり差がある。市町村によっては福祉課に精神障害が分かる担当専門職がいないところが多く、その地域の当事者や

家族が非常に困っている。多くの場合は相談事業所が紹介されるが、地域によっては相談事業所も本当に少ない。県内の相談体制には地域格差があり、その是正が必要である。

1 番の日常生活全般の相談の中で、「地域相談支援ネットワークの構築を目指します」とある。それで、「圏域マネジャーが中心となって支援ネットワークを構築します」、「市町村自立支援協議会と県自立支援協議会のワーキングチームで連携して検討し、地域の課題を地域と一緒に取り組みます」と書いてあるが、このような取り組みで精神障害のある人への相談対応で立ち遅れている問題について解決を図ることができるのか。そういう認識でいいのか。

【田中課長補佐】

県と市町村の自立支援協議会の連携ということだが、ワーキングチームは、これまで特定の課題に絞って設置して取り組んできた。確かに、今のところ精神障害の相談というテーマでチームが設置されたことはないので、今、ここでやると申し上げることは難しいが、今後の自立支援協議会の話し合いの中で、いろいろな課題の中で精神障害の相談が取り上げられると、相談体制や仕組み等について議論していくことになるかと思う。

【塩入委員】

一義的には市町村の役割だと思うが、現実に、地域によって相談の対応力にかなり格差がある。対応力の均衡化について、県でも保健所の強化など、相談体制の地域間格差の解消に意識して取り組んでいただきたい。

【西川部長】

相談体制の市町村格差は、精神障害者だけではなく、他の相談についても同様である。例えば奈良市のように、それなりに人材がおり、研修も受けて質もある程度向上している地域もあれば、村では事務職員が住民票も戸籍もやり、障害者の相談も受ける等、1 人で幾つもの担当をやっているところもある。そういう意味で言えば、今すぐにそれを同一レベルに均一化するのはなかなか難しい。

当然、精神障害者の場合であれば、精神保健福祉士がいるにこしたことはないが、各市町村に配置されている状況ではない。県でも数が限られている中で、精神保健福祉センターと保健所に若干名を配置している。

また、保健師さえも確保困難という状況の中で、保健師であれば共同設置して、業務の共同化を、特に南部地域を中心に進めるということで検討を進めている。

そういう中で、障害者の相談等についても、できるだけ立ち遅れている市町村がないように、

県がある程度中心になってコーディネートして、全体としての底上げとレベルの均一化は図っていく必要があると思っている。

【八木会長】

地域格差の問題は本当に大きな課題だと思うので、委員の皆さんも日頃の活動の中で どうあればいいのか、そういうことに知恵を出していいただき、またアイデアを出していただければ と思う。

【塩入委員】

(資料①-P4)

「保健・医療」分野の「精神障害のある人への支援」の 2 つ目の「措置入院者等の退院 後支援計画を作成し…」とあるが、措置入院者の退院後支援計画というのは、やまゆり園 事件の被告が措置入院して退院後に事件を起こしたということで、治安上の観点から政府 の計画では警察も含めて措置入院者の退院後の協議会をつくって退院後支援計画を作 るということだった。それについては、福祉ではなく治安対策であって、精神保健福祉法の趣 旨あるいは総合支援法の趣旨に反するということで、精神神経学会や障害者団体、精神 障害者の家族会等も反対をした。

そういうことで、措置入院者に限定した退院後支援計画は、あまりふさわしくないのではないか。同時に措置入院者は入院者全体の約 1%である。われわれがずっと退院後支援計画について求めてきたのは、いわゆる社会的入院という方の退院後支援計画である。奈良県でも600~700人程度いるが、その方々について退院後支援計画をきちんと作って、地域に安定して移行できるようにということを前々からお願いしている。なぜ措置入院者等と限定されるのか。また、社会的入院は入院する必要がないのに入院させられている、いわば人権上の問題である。「社会的入院者の退院のための退院後支援計画の作成」であればいいが、そういう差し迫った課題があるにもかかわらず、それをおいて「措置入院者等の退院後支援計画の作成」と限定されることについては、いかがなものかと思う。

【村田課長補佐】

必ずしも措置入院だけを支援しているわけではない。言われているように、やまゆり事件を受けての治安対策が目的ではない。特に精神保健福祉法の 47 条の相談支援に絡んで取り組んでいく。措置の方で退院後の通院ができない、地域の中で孤立をしてしまうという方が再度措置入院になる可能性もあるので、対象の方に十分な説明をした上で、同意を得て支援をしているのが現状である。

人数的には昨年度、措置入院になられた方は県内で約 60 人である。今年度は上期で 19 名の方が措置入院になっている。措置入院の平均的な期間は 40~50 日の方が多い。 その後、即退院をするということではなく、医療保護入院や任意入院に切り替わるのが主流 となっている。 措置入院の方を中心にという支援だが、ノウハウや地域のネットワーク、病院の中で多職種への働き掛けの形を構築し、措置だけでなく、全ての精神障害者の方の退院 促進につなげていきたいと思っている。

【塩入委員】

もちろん措置入院もあるだろうが、今言われたように 2,400 人という入院者全体の中で、 措置入院は 60 人や 19 人である。 やはり精神障害のある人の社会的入院を解消するとい うことが 1 つの大きな目標になるかと思う。

もう 1 つは、医療に結び付かない人をどう結び付けるかということで、アウトリーチによる訪問型支援が大きな課題である。そのことが書かれていない。計画としてそれでいいのかと思う。ポイントが少し違うのではないかと思う。

【八木会長】

今日のこの資料は骨子を記載したものだと思う。冒頭の説明では12月初めに計画素案が各委員に配布されるということだが、その中でまた対応するということも可能だと思う。今日この時間で詰めていくのは難しいかと思うので、検討課題にしたいと思うが、塩入委員、よろしいか。

【塩入委員】

はい。検討課題にするということで了解した。

【中村委員】

(資料①-P2、P4)

相談 3 の取組内容の新規のところだが、主任相談支援専門員というものは、厚生労働省の規定があって奈良県でも養成しようと考えられているのか、それとも奈良県独自で養成しようと考えているのか、その点をお聞きしたい。主任相談支援専門員と従来の相談支援に当たっている方との違いや役割についてどう考えているのか。それともこういう研修を実施していこうと、5 年間のどこかでさらに内容を検討していくのか、お聞きしたい。

また、保健医療の 1 の取組(小項目)の新規の「④(仮称)重症心身障害児(者)センターの設置」について、取組内容に「設置を進めます」とあるが、これは新しいものとして

設置されるのか。どれぐらいの年月でセンターを組み上げていくのか、その辺の計画をお持ちならば聞かせていただきたい。

【北村課長】

1 点目の主任相談支援専門員の養成について、主任相談支援専門員は国で創設された新たな資格になる。主な役割としては、相談支援業務全般のマネジメントや、特に支援が困難なケースへの適切な対応、よりレベルの高い相談支援への対応、そして、社会資源の開発や連携、地域住民との連携、啓発活動を通じた社会への働き掛け、そういったことを目指して新たに養成するものである。特に相談支援専門員のスーパーバイズという役割も担っていただく。新たに創設されるものなので、研修の環境、育成環境が整った都道府県から養成研修を始めることになっている。国でモデルカリキュラムは策定されているが、それをきちんと踏まえながら、今、奈良県で研修体制を確保、確立していこうと考えている。来年度は準備が整わないと思うので、令和3年度から着実に実施できるようにしていきたいと思っている。

【中村委員】

国で設置されたのはいつのことなのか。

【北村課長】

少し前だが、具体的な年度を記憶していない。申し訳ない。また報告をさせていただく。

【中村委員】

それを受けて奈良県でもやり出していこうという姿勢ということか。

【北村課長】

今、国で主任相談支援専門員の育成の研修の指導者になる方の養成研修も進めている。 今年度も奈良県から指導者育成のための研修に参加する予定にしている。

【西川部長】

(仮称) 重症心身障害児(者) センターの設置については、現時点では設置の日は 決まっていない。この計画で初めてこういうセンターの設置を進めたいという方向性を盛り込ん だところであり、現在並行して検討を進めている段階である。

【中村委員】

そのセンターは何もまだ描けていないということでいいのか。

【西川部長】

現時点ではそこまで至っていない。いわゆる重度の重複障害をお持ちの方や、最近多くなってきている医療的ケア児への支援を考えている。要は福祉と医療の両面からの支援や、その人それぞれに応じた個別の支援が必要とされる方がかなり増えているのだが、先ほど言ったように奈良県ではその体制が十分ではないのが現状だと思う。他府県の先行している優良事例を勉強し、どういう体制や機能が必要かなど、研究を進めているところである。

【中村委員】

しっかり勉強していただいて、奈良県でもよろしくお願いしたい。

【田ノ岡委員】

(資料①-P3)

生活環境の住まいの確保で、取組内容に「グループホームの建設が地域において受け入れられやすい環境づくりに取り組みます」とあるが、どういう環境づくりに取り組んでいただけるのか。地域によっては反対の意見が多く、かなり難しい地域があると聞いているので、どういう方策を取っていただけるのか、参考にお聞きしたい。

【田中課長補佐】

まずは障害のある人への理解を住民の皆さんにしていただくのが重要と思っている。環境 づくりはまず理解を進めていくということかと思っている。地域における研修などにも出向いてい くこともできると思うので、今後そういった形で進めていきたいと思っている。

【田ノ岡委員】

一度お願いしたこともあったが、奈良県では今のところ、作業所の隣にグループホームの建設は不可能である。国では駄目だと言っていない。作業所があって地域住民の方との交流があり、理解がある地域があるのに、その隣に建てられない。こちらのほうが先ではないのかという気はする。作業所などをやっていると「うちの土地で使っていないのがあるから使ってよ」と言ってくれる方々もいらっしゃる。作業所との間に道路があればいいという話だが、通うのに道路をわたるのは危険であり、安全上よくないのではないかと個人的に思っている。

【田中課長補佐】

作業所とグループホームを隣接したいということだが、これまで日中活動と住居であるグループホームが同一敷地にある形態については、実質的に入所施設と同一とみなされるということで、事業所には慎重な検討をお願いしていた。日中活動と住居であるグループホームの近接という立地の関係について、今、田ノ岡委員がおっしゃったような安全面の問題や、障害のある人の高齢化等により移動が大変ということもあるので、今後、検討が必要だと思っている。

【田ノ岡委員】

2ページの主任相談支援専門員や、3ページの地域生活支援拠点については国の方針に沿って取り組まれている。グループホームに関してだけ、国の方針と異なっているのが不思議なのである。

【田中課長補佐】

確かに国の省令等で日中活動系の事業所とグループホームの併設が禁止されている条項はない。ただ、国も入所施設を減らして、できるだけ地域で障害のある人が暮らしていけるように進めていこうという流れがある中で、併設できることでそういう形態になってしまうのではないかという危惧を今まで持っていた。そのため隣接した立地については設置者に慎重に検討をお願いしてきたという経緯がある。

【八木会長】

それぞれの立場で日頃活動されている中で、さらに深めて議論したい課題はたくさんあるかと思うが、細かい話をする時間を取ることは難しいので、今後の検討課題ということで、継続してこういう問題について委員の皆さんもしっかり抱えながら、事務局と相談をしていただけたらと思う。

【大国委員】

(資料①-P3)

さまざまな県の計画がある中で、例えば今日お集まりの各種団体の方々や障害のある 方々の声をどう計画に反映させるかということが本当に大事だと思う。例えば、生活環境の2 番目のバリアフリーの推進について、障害者の方々の声を反映していくということを明確にし、 つくる段階から皆さんの声を反映した計画にしていく必要があるかと思う。2番目のバリアフリ の推進の取組の方向あるいは大項目に文言が入れられないだろうか。

【石原課長】

さまざまな障害があるので、どこまでの要素をどう組み込んでいくか慎重に検討する必要がある。大国委員のおっしゃる通り、設置する際にはご意見も聞き、必要な要素を取り入れながら当然進めていく。ただ、計画にどこまで表現できるかは検討したいと思う。実際に進める上では当然そういう内容を盛り込んでいきたいという思いは持っている。

【八木会長】

大型商業施設でエレベーター等に「ベビーカー優先」という表示がされている。以前はこうではなかったと思う。また、エレベーターの中に入ったときに、「エレベーターを利用されるには介助者、介護者の方とご利用ください」というシールが貼られている。こういうことは福祉のまちづくり条例で推進していることではないと思う。これは私の生の声だが、それを見たときに当事者は、私も車いすに乗っているので、気分は良くない。

先ほど、グループホームの設置に関しての話があった。地元の人たちの理解を得るように努力していくというお話だったが、これが数年前と今の段階で住民の意識がどう変わってきているのか。

そういった実態をしっかり見て、その上で計画に盛り込んでいただけるとありがたいと思っている。また事務局で検討してほしい。

【村上委員】

前回の協議会でも言った意見だが、意思疎通支援は「社会活動」という言葉はふさわしくないと思う。スポーツ・文化の場合は確かに「社会活動」かもしれないが、情報アクセス、意思疎通支援のところは、「社会活動」とは別だと思う。これはやはり「社会参加」という言葉がふさわしいのではないかと思う。

厚生労働省のホームページに意思疎通支援に関して障害者意思疎通支援という言葉が出ている。その最後のところに「意思疎通を図ることに困難である障害者等の自立、社会参加の促進に努め」ということは書いてある。

平成30年度版の計画では、分野は5つに分かれていて、その中に「社会参加」という文言が1つ入っている。9月の案では、「理解」という項目が新しく加わったということで、それは理解できるが、「社会参加」は「社会活動」に変わっている。5年間の計画なので最初が肝心である。5年間の途中で変えるということは難しいので、きちんと初年度の段階で慎重に考えていただきたいと思うが、いかがか。

【石原課長】

「社会参加」という言葉の重要性は認識している。施策分野には、どういう取り組みをしているのかという意味が分かるように、「社会活動」という設定をしている。

前回計画よりも格上げという意味ではないが、施策分野よりも全体の方向性として「社会参加」につなげていくという流れで、「社会参加」という文言を「施策推進の基本的な考え方」 に位置付けをさせていただいた。

【村上委員】

国の方針でも障害者の参加ということで明示している。「社会活動」だと意味が分からないと思う。「社会活動」にも意味はいろいろとあると思うが、人を通じて行う活動の中で社会参加して社会のために貢献するものと書いてある。そのような定義づけがあるのだが、それは合わないと思う。

聴覚障害者団体と事務局との意見交換が必要だと冒頭に申し上げたが、そういうことである。12 月にはパブリックコメントの時期に入ってしまう。だから、この問題は早く解決したい。 私自身は「社会活動」という言葉に対しては反対である。

【八木会長】

「社会参加」については、歴史的なことをさかのぼっていくと、有名になったのは 1981 年の国際障害者年である。あのときに障害者の社会への「完全参加と平等」という文言で社会的に発信された。歴史的な流れで行くと、昭和47年、1972年に国際連合で障害者の社会参加の重要性について発表された。だから、障害者施策の中で「社会参加」という言葉は不可欠な言葉なのだと、そのような捉え方がされてきている。だから、障害者白書の中にも書かれ、第4次障害者基本計画にも「社会参加」という言葉はいたるところに出てくる。

そうした中で、今回の奈良県の障害者計画を作るに当たって、前回の会議でそういう意見が出された。それを踏まえて事務局としては、今の計画では施策推進の基本的な考え方として扱うということだったと思う。前回計画であれば施策分野であった「社会参加」を、今回の計画では基本的な考え方に上げて「社会参加の促進による自己実現のための支援」という文章でまとめたという説明だったかと思う。

【西川部長】

前回計画で「社会参加」という分野を設けている。そこには施策の柱としてバリアフリーの 推進や理解の促進を入れている。今回、新たな計画策定に当たり、柱立て・施策分野の 再構築を図った中で、「理解」と「バリアフリー」を生活環境にして別項目で整理したことにより、「社会参加」の分野が今まで 4 項目だったのが 2 項目になり、逆に「社会参加」という意味合いが狭まってしまったように見えるため、それでいいのかという議論が中であった。そのため「社会参加」を施策分野よりも上位の基本的な考え方に位置付け、全体として社会参加を促進することによる自己実現のための支援ということで、「社会参加」を計画の中でうたっていくほうがいいのではないかということで、現在の案にした。

先ほども話があったように、9月の協議会以降、説明会や意見交換をどう進めていくかという中で、なかなかうまく意思疎通が図れていなかった部分があるかと思う。パブリックコメントは一応年末ぐらいからやりたいと考えており、現在は計画の本文を担当課で一生懸命作っている。本文の案ができた時点で皆さま方にお送りし、意見を伺いたいと考えている。その中でどういう形で意見交換するかということを、事務局と各団体で調整した上で、できるだけ時期が遅れることなく、意見交換がスムーズにできる形で進めたいと考えている。

【村上委員】

分野の 8、9 個目を「社会参加」として、ここに情報保証と情報アクセシビリティという項目を作り、「社会活動」はスポーツ・芸術として、2 つ分野を増やすのはいかがか。情報アクセスの推進は「社会参加」に当たるものだと思う。

【野村委員】

計画の骨子を拝見すると、基本的な考え方の中に「社会参加の促進」が入れられていて、この「社会参加の促進」を実現するために施策 8 分野を作っているという理解を私はしていた。なので、分野の中に「社会参加」という文言が入っていない理由は、その上位にある基本的な視点や考え方がそもそも社会参加なのだという理解をした。

だが、一つ一つの施策の柱を見ると、確かに「社会活動」の中に意思疎通支援も入っていて、また、「理解」に関しても、「理解」に入れていいのかという施策の柱も入っている。それは一つずつ見ていくとたくさん分野をつくらなければいけなくなると思う。

あとは今の村上委員や私の意見等を踏まえてどう分野の名称を設定されるかは事務局で考えていただければいいと思う。

【村上委員】

基本的な考え方の中に「社会参加」があるのは理解しているが、やはり皆さんが注目するのは施策分野だと思う。分野に「社会参加」という言葉がなくなってしまうことはとても残念なことだと思っている。

【八木会長】

村上委員が強く言われている部分は、情報アクセシビリティである。これは「社会活動」ではなく「社会参加」なのだと。日本社会は聞こえる人を中心に社会がつくられている。例えば、公共交通の音声アナウンス等。こういう情報アクセシビリティは「社会活動」ではなく「社会参加」だと私も思う。

計画のまとめ方として、先ほども言ったが、大項目、中項目、小項目という項目分けで計画は作る。そういう中で、考え方として「社会参加」が大項目で出てきているのは理解できるが、村上委員の言われていることは、情報アクセシビリティの内容を考えたときに、「社会活動」ではないだろうということではないかと、私は理解している。

【古川委員】

「社会参加」という分野を「情報アクセシビリティの推進」という 1 項目でつくってもいいと思う。 1 つの分野として情報アクセシビリティという項目を作って、 9 番目は「社会活動」にしてもいいかと思うぐらい、確かに情報アクセシビリティは非常に大切な項目だと思う。

【八木会長】

先ほど事務局から説明があったように、12 月初旬に各委員に計画素案を配布する予定 とのこと。そこでまたしっかりと具体的な文言について思いを提言していただいたらと思うが、事 務局、それでよろしいか。

【石原課長】

はい。

【村上委員】

「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」では、まずさまざまな 団体と話し合いをもった上で、各団体との個別意見交換をされた。そういう意見も反映され て総合的につくられた条例であり、とても素晴らしい条例ができたという経緯がある。それと同じように今回の計画も進められたら良かったと思う。障害者計画は1年間だけではなく、5年間も継続するとても大切な計画である。

【石原課長】

年末にパブリックコメントは予定しているが、そこまでには一定の期間があるので、今の村

上委員の意見ももっともだと思うので、日程調整をして、必要な方との意見交換など、そういう場の設定をさせていただきたいと思う。

【八木会長】

今日の会議で村上委員から、障害当事者団体と事務局との相談の場を設けてほしいということを言っておられるので、タイムリミットがいろいろあるかと思うが、ぜひともそういう場を設けていただいて、その中で忌憚のない意見を事務局として聞いていただいて、その上でこれを作っていくというスタンスだとありがたい。

【畑澤主幹】

本日も貴重なご意見をいただき大変ありがたい。引き続きご意見などいただきながら計画 作成を進めていきたいと思う。今後ともご協力をお願いしたい。